身体的拘束最小化に関する掲示事項

１．身体的拘束を行わない基本方針

当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、安全を確保しつつも、身体的拘束は原則として行わない方針です。職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を正しく理解し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない医療の提供に努めています。

２．身体的拘束最小化のために実施している取組

当院では、身体的拘束を最小化するため、以下の取組を実施しております。

- **多職種チームの設置**:
 医師、看護師、介護福祉士、薬剤師、リハビリテーションスタッフ等による身体的拘束最小化チームを設置し、定期的なラウンドとカンファレンスを実施しています。
- **用具の一元管理**：
 身体的拘束に関わる用具については病棟外で一元管理し、使用状況に基づき解除検討をしています。
- **代替案の検討**:
 身体的拘束を検討せざるを得ない緊急やむを得ない場合においても、まずは代替案（ご家族の付き添い、環境の調整、離床センサーの活用など）を多職種で検討します。また職員からの提案を積極的に導入します。
- **職員教育・研修**:
 入院患者に関わる職員を対象に、身体的拘束の廃止と最小化に関する研修を年 2 回以上開催し、意識向上を図っています。

３．身体的拘束最小化推進体制加算

西 3 階病棟では身体的拘束最小化推進体制加算を取得しており、身体的拘束を検討する可能性のある患者の入棟を制限せず、拘束可能性のある患者に対し、当院方針、身体的拘束のリスク、しないリスクを説明しています。

４．身体的拘束の実施状況

当院全体における身体的拘束の実施状況（実施率）は以下の通りです。

- 対象期間：2026 年 6 月 1 日 ～ 2026 年 8 月 31 日
- 身体的拘束の実施率：7.72%（病院全体）　0.09%（西 3 階病棟）

2026 年 9 月 1 日

新発田リハビリテーション病院 院長